

変更

国民健康保険高額医療の自己負担限度額(月額)

平成27年1月1日(祝)から

平成27年1月1日(祝)から、国民健康保険に加入する70歳未満の人の高額医療の自己負担限度額が変わります(左表)。

これまで、前年中の所得に応じて3つの区分(上位、一般、市民税非課税)に分かれていましたが、負担能力に応じた負担を求める観点から所得要件がより細かくなり、5つの区分に分かれることとなります。

70歳未満の人の高額医療の自己負担限度額

Table with 4 columns: 所得区分, 制度改正前, 制度改正後, 自己負担限度額. Rows include 上位所得の人, 市民税非課税の人, 一般所得の人.

※多数該当(◎)・・・同一世帯で受診月を含め、過去直近1年間に4回以上自己負担限度額を支払った場合の4回目以降の自己負担限度額

本人通知制度に登録を

不正取得は許しません

市では、住民票の写しや戸籍謄本などの不正な交付請求(不正取得)を抑止するため、本人通知制度を実施しています。

12月からは、更に不正取得の抑止効果を向上するため、不正取得が明らかになった場合、登録者の希望により、その事実についても通知を行うように制度を改めました。登録日以前に不正取得があった場合についても通知します(文書保存年限内に限る)。

法定代理人であることを証明する書類(戸籍謄本など)と、本人確認書類(代理人による申し込み委任状と本人確認書類)を提出してください。

登録申込先 総合窓口課(1号別館1階)、市民・大日サービスコーナー

通知内容 ○発行した証明書の種類 ○交付日 ○交付枚数(不正取得があった場合は、不正取得者の氏名と不正取得の認定理由もあわせて通知)

○守口市の住民基本台帳、戸籍の附票に記載されている人(5年以内に除かれた人を含む)

○守口市の戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

○本人の申し込み 本人確認書類(写真付き住基カードや運転免許証など)

○法定代理人による申し込み



国民健康保険料 夜間・休日納付相談

平日や昼間、仕事などで忙しい人は利用して下さい。

夜間 12月15(月)・16(火)・18(木)・19(金) いずれも19:30まで

休日 12月21日(日) 10:00~15:00

ところ 保険収納課、保険課(市役所本館1階、☎6992-1538、1532、1545)

※来庁時は、夜間休日受付出入口(正面玄関側)を利用して下さい。

※車で来庁した人を対象に、相談時間帯のみ臨時駐車場を夜間休日受付出入口(正面玄関側)の前に設置しています。駐車台数に限りがありますので、ご協力をお願いします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方

柔道整復師とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。整骨院や接骨院の施術を受ける時には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。きちんと理解して正しく施術を受けることが大切です。

健康保険が使える場合 ○外傷性のねんざ、打撲、肉離れ ○骨折、脱臼(応急手当)

○領収書は必ずもらいましょう。 ○施術後は療養費支給申請書の施術内容を確認し、サインをして下さい。

ジェネリック医薬品を 使ってみませんか?

介護保険 苦情専門相談

介護保険サービスなどに係るさまざまな苦情・相談を弁護士が伺います。電話または窓口で事前予約をお願いします。

ジェネリック医薬品は後発医薬品とも言われ、新薬(先発医薬品)の特許が切れた後に、新薬と同じ有効成分を使ってつくられた薬です。後発医薬品は開発費がほとんどかからないため、安く購入することができます。

希望する場合は、保険証に貼付して下さい。 なお、症状や病状によっては新薬しかない場合がありますので、医師や薬剤師と相談して利用して下さい。

年末年始の死亡・死産届の受領 埋火葬許可証の交付

年末年始の取り扱い 【12月29日(月)~1月3日(土)】

Table with 2 columns: 場所, 時間. 本庁(休日夜間受付窓口) 9:00~17:30(12:00~13:00を除く)

執務時間外の受領および交付(年末年始を除く)は、京阪守口市駅前「市民サービスコーナー」で取り扱います。

年末年始を除く取り扱い

Table with 3 columns: 場所, 平日, 土曜日, 日曜・祝日. 本庁(総合窓口課) 9:00~17:30, 市民サービスコーナー 17:30~21:00

婚姻届など戸籍の届出(死亡届を除く)は、従来どおり市役所夜間休日受付窓口で受領します。

問合せ 総合窓口課(☎6992-1525)

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、保険者(市役所や健康保険組合など)へ請求して保険適用分の支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復師の施術については、例外的に、患者が自己負担額のみを柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に

代わって保険適用分の費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。 これにより、柔道整復師による施術を病院や診療所などの診療と同じように、自己負担のみを支払うことで利用することができます。

ただし、柔道整復師が患者の代わりに保険請求を行うため、施術を受けるときは、療養費支給申請書に患者のサインが必要です。

問合せ 保険課(☎6992-1545)